

第106号議案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県勤労福祉会館条例（昭和47年長崎県条例第52号）第2条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県勤労福祉会館	長崎市桶屋町25番地 株式会社トラスティ建物管理 代表取締役 中本 幸人	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和5年11月27日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎県勤労福祉会館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県勤労福祉会館条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。